

障害児通所支援 加算マニュアル

－ 目 次 －

児童指導員等加配加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

専門的支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ

福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ

※本マニュアルに掲載以外の加算などについては、豊橋市障害福祉課（電話 0532-51-2699）へ確認
すること

児童指導員等加配加算

指定基準に定める従業者の員数に加え、児童指導員等または、
 その他従業者を配置している場合に、経験年数、勤務形態に応じて加算する。

対象サービス 児童発達支援、放課後等デイサービス

■加算の考え方

別紙3-1

児童指導員等加配加算に関する届出書

事業所情報・算定区分

事業所名	児童デイサービス豊橋		事業所名を入力
サービス種別	児童発達支援		該当するものを選択
事業所種別	主として重症心身障害児以外(一般型)		該当するものを選択
算定区分	児童指導員等(常勤換算/経験5年以上)		該当するものを選択
運営体制	常勤の勤務すべき時間数	160	時間数を入力
	月のサービス提供時間数	128	時間数を入力

基準人数

基準人数の内訳	児童指導員または保育士	1.8	備考1を参照し入力(小数点第二位以下切上)
	看護職員	0	備考2を参照し入力(小数点第二位以下切上)
基準人数の合計(A)		1.8	

児童指導員等(常勤・専従で、経験5年以上または経験5年未満)で算定する場合

従業者の内訳	児童指導員等の総数(B)	0	人数を入力
	① うち児童指導員等(常勤・専従/経験5年以上)		人数を入力
	② うち児童指導員等(常勤・専従/経験5年未満)		人数を入力
	③ うち児童指導員等(①②以外)		常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
	④ 看護職員の総数		常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
加配人数(B)+④-(A)		-1.8	

※①は資格証・実務経験証明書、②③④は資格証を添付すること

※児童指導員等の定義は、備考3を参照すること

児童指導員等(常勤換算で、経験5年以上または経験5年未満)、その他の従業者で算定する場合

従業者の内訳	児童指導員等の総数(C)	4	
	⑤ うち児童指導員等(常勤換算/経験5年以上)	3	常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
	⑥ うち児童指導員等(常勤換算/経験5年未満)	1	常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
	⑦ その他の従業者(指導員)の総数		常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
	⑧ その他の従業者(看護職員)の総数		常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
加配人数(C)+⑦+⑧-(A)		2.2	

※⑤は資格証・実務経験証明書、⑥⑧は資格証を添付すること

※児童指導員等の定義は、備考3を参照すること

算定にあたっての留意事項

- 算定するには、児童発達支援管理責任者を含む指定基準上必要な人員（専門的支援体制加算も算定する場合、算定に必要な人員を含む）に加え、「児童指導員等」または「その他の従業者」を1以上配置すること。加配した人員の経験年数（5年かつ900日以上）、勤務形態（常勤・専従、常勤換算）により、算定区分が異なる。

※児童指導員等加配加算における「児童指導員等」及び「児童福祉事業」の定義は、5ページ参照

- 左ページの様式内「基準人数の内訳 児童指導員または保育士」は、次のとおり算定する（備考1）

(1) 主として重症心身障害児以外を通わせる事業所（以下、一般型事業所）

○常勤の勤務すべき時間数 \geq 月のサービス提供時間数の場合

⇒（常勤の勤務すべき時間数+月のサービス提供時間数） \div 常勤の勤務すべき時間数

○常勤の勤務すべき時間数 $<$ 月のサービス提供時間数の場合

⇒月のサービス提供時間数 $\times 2 \div$ 常勤の勤務すべき時間数

(2) 主として重症心身障害児を通わせる事業所（以下、重心型事業所）

⇒月のサービス提供時間数 \div 常勤の勤務すべき時間数

- 左ページの様式内「基準人数の内訳 看護職員」は、次のとおり算定する（備考2）

月のサービス提供時間数 \div 常勤の勤務すべき時間数（重心型事業所のみ）

- 一般型事業所の場合、常勤・専従の児童指導員または保育士を基準人員に1人充てる必要がある

- 算定の可否を判断するには、次の順で確認すること

<例> 一般型事業所において、常勤の勤務すべき時間数160時間、月のサービス提供時間数128時間

【A】児童指導員（160時間・経験5年以上）

【B】児童指導員（120時間・経験5年以上）

【C】児童指導員（120時間・経験5年以上）

【D】保育士（80時間・経験5年以上）

【E】児童指導員（80時間・経験5年未満）

【F】児童指導員（80時間・経験5年未満）

(1) 基準人数に充てる従業者を決める

基準人数 = (160時間 + 128時間) \div 160時間 = 1.8人

⇒常勤・専従の児童指導員または保育士を1人配置する必要があるため、Aを充てる

⇒A以外で児童指導員または保育士を常勤換算0.8人（128時間）配置する必要があるため、例えばEの0.5人（80時間）とFの0.3人（48時間）を充てる

(2) (1)で基準人員に充てなかった人員から、児童指導員等加配加算の算定に必要な人員を決める

⇒児童指導員等（常勤換算/経験5年以上）を算定する場合、児童指導員等を常勤換算で1.0人（160時間）充てる必要があるため、例えばCの0.5人（80時間）とDの0.5人（80時間）を充てる

(3) (1)(2)のいずれにも充てなかった人員が常勤換算1.0以上いる場合、内容によって専門的支援体制加算を併せて算定することができる。例えば、Bの0.75人（120時間）と(2)で残ったCの0.25人（40時間）はいずれも児童指導員（経験5年以上）であり、これらの常勤換算数は合計1.0人（160時間）であるため、専門的支援体制加算（児童指導員（経験5年以上））を算定することができる

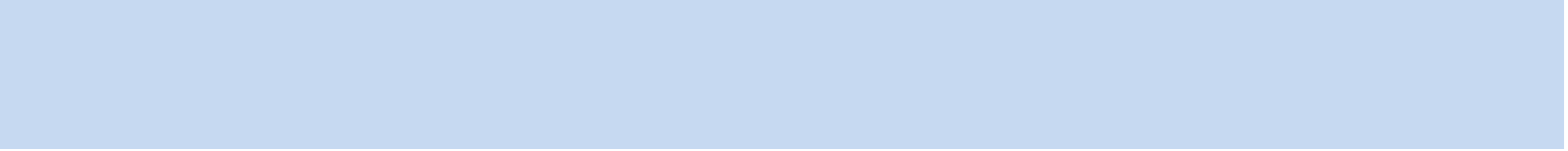
児童指導員等加配加算における「児童指導員等」及び「児童福祉事業」

- 指定基準上必要な人員に加えて配置する必要がある「**児童指導員等**」は、次の(1)~(11)を指す（備考3）
 - (1) 児童指導員
 - (2) 保育士
 - (3) 理学療法士
 - (4) 作業療法士
 - (5) 言語聴覚士
 - (6) 手話通訳士
 - (7) 手話通訳者
 - (8) 特別支援学校免許取得者
 - (9) 心理担当職員（公認心理師、臨床心理士、学校心理士または臨床発達心理士のいずれかに該当する者）
 - (10) 視覚障害児支援担当職員
 - (11) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者

※児童指導員等加配加算における児童指導員等であっても、指定基準上必要な児童指導員とみなすことができない場合があるため留意すること

- 児童指導員等に求められる経験年数（5年かつ900日以上）における「**児童福祉事業**」は、次の(1)~(5)を指す
 - (1) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター（児童福祉法第7条第1項）
 - (2) 児童相談所（児童福祉法第12条）
 - (3) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2）
 - (4) 児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業（児童福祉法第6条の3）
 - (5) 幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級での指導における教育の経験

※経験年数（5年かつ900日以上）は、資格取得または、その職種として配置した以後の経験に限らないものとする



専門的支援体制加算

指定基準に定める従業者の員数に加え、障害児に対する専門的で個別的な支援を行う理学療法士や5年以上の経験がある保育士・児童指導員等を配置している場合に加算する。

対象サービス 児童発達支援、放課後等デイサービス

■加算の考え方

別紙3-2

専門的支援体制加算に関する届出書

事業所情報・算定区分

事業所名	児童デイサービス豊橋		事業所名を入力
サービス種別	児童発達支援		該当するものを選択
事業所種別	主として重症心身障害児以外(一般型)		該当するものを選択
算定区分	児童指導員(経験5年以上)		該当するものを選択
運営体制	常勤の勤務すべき時間数	160	時間数を入力
	月のサービス提供時間数	128	時間数を入力

基準人数

基準人数の内訳	児童指導員または保育士	1.8	備考1を参照し入力(小数点第二位以下切上)
	看護職員	0	備考2を参照し入力(小数点第二位以下切上)
基準人数の合計(A)		1.8	

※児童発達支援管理責任者など指定基準上必要な人員が不足している場合、算定不可

従業者の状況

従業者の内訳	① 理学療法士等(保育士・児童指導員を除く)	0	常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
	② 保育士(経験5年以上)	0.5	常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
	③ 児童指導員(経験5年以上)	2.5	常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
	④ ②③以外の保育士・児童指導員	1	常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
	⑤ 看護職員	0	常勤換算数(小数点第二位以下切捨)を入力
従業者の総数(B)		4	

※理学療法士等の定義は、備考3を参照すること

※②③は資格証・実務経験証明書、①④⑤は資格証を添付すること

加配人数(B)-(A)	2.2
-------------	-----

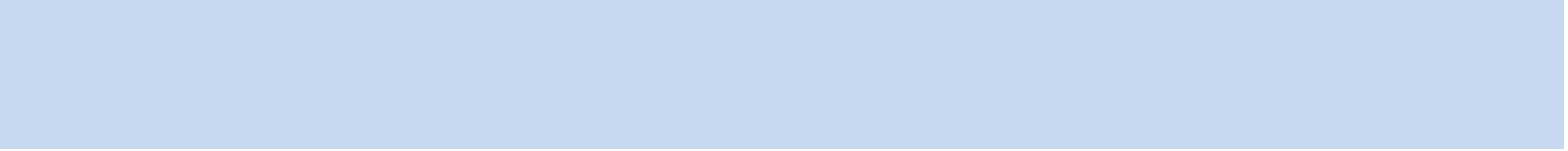
算定にあたっての留意事項

- 算定するには、児童発達支援管理責任者を含む指定基準上必要な人員（児童指導員等加配加算も算定する場合、算定に必要な人員を含む）に加え、「理学療法士等」を常勤換算で1以上配置すること
※専門的支援体制加算における「理学療法士等」及び「児童福祉事業」の定義は、9ページ参照
- 左ページの様式内「基準人数の内訳 児童指導員または保育士」は、次のとおり算定する（備考1）
 - (1) 主として重症心身障害児以外を通わせる事業所（以下、一般型事業所）
 - 常勤の勤務すべき時間数 \geq 月のサービス提供時間数の場合
⇒（常勤の勤務すべき時間数+月のサービス提供時間数） \div 常勤の勤務すべき時間数
 - 常勤の勤務すべき時間数 $<$ 月のサービス提供時間数の場合
⇒月のサービス提供時間数 $\times 2 \div$ 常勤の勤務すべき時間数
 - (2) 主として重症心身障害児を通わせる事業所（以下、重心型事業所）
⇒月のサービス提供時間数 \div 常勤の勤務すべき時間数
- 左ページの様式内「基準人数の内訳 看護職員」は、次のとおり算定する（備考2）
月のサービス提供時間数 \div 常勤の勤務すべき時間数（重心型事業所のみ）
- 一般型事業所の場合、常勤・専従の児童指導員または保育士を基準人員に1人充てる必要がある
- 算定の可否を判断するには、次の順で確認すること
<例>一般型事業所において、常勤の勤務すべき時間数160時間、月のサービス提供時間数128時間
【A】児童指導員（160時間・経験5年以上） 【B】児童指導員（120時間・経験5年以上）
【C】児童指導員（120時間・経験5年以上） 【D】保育士（80時間・経験5年以上）
【E】児童指導員（80時間・経験5年未満） 【F】児童指導員（80時間・経験5年未満）
 - (1) 基準人数に充てる従業者を決める
基準人数 = (160時間 + 128時間) \div 160時間 = 1.8人
⇒常勤・専従の児童指導員または保育士を1人配置する必要があるため、Aを充てる
⇒A以外で児童指導員または保育士を常勤換算0.8人（128時間）配置する必要があるため、例えばEの0.5人（80時間）とFの0.3人（48時間）を充てる
 - (2) (1)で基準人員に充てなかった人員から、専門的支援体制加算の算定に必要な人員を決める
⇒児童指導員（経験5年以上）を算定する場合、児童指導員を常勤換算で1.0人（160時間）充てる必要があるため、例えばBの0.75人（120時間）とCの0.25人（40時間）を充てる
 - (3) (1)(2)のいずれにも充てなかった人員が常勤換算1.0以上いる場合、内容によって児童指導員等加配加算を併せて算定することができる。例えば、Dの0.5人（80時間）と(2)で残ったCの0.5人（80時間）はいずれも児童指導員（経験5年以上）であり、これらの常勤換算数は合計1.0人（160時間）であるため、児童指導員等加配加算（常勤換算 \div 経験5年以上）を算定することができる

専門的支援体制加算における「理学療法士等」及び「児童福祉事業」

- 指定基準上必要な人員に加えて配置する必要がある「**理学療法士等**」は、次の(1)～(7)を指す（備考3）
 - (1) 理学療法士
 - (2) 作業療法士
 - (3) 言語聴覚士
 - (4) 心理担当職員（公認心理師、臨床心理士、学校心理士または臨床発達心理士のいずれかに該当する者）
 - (5) 視覚障害児支援担当職員
 - (6) 保育士として「児童福祉事業」に5年かつ900日以上以上従事した経験を有する者
 - (7) 児童指導員として「児童福祉事業」に5年かつ900日以上以上従事した経験を有する者

 - 保育士または児童指導員に求められる経験年数（5年かつ900日以上）における「**児童福祉事業**」は、次の(1)～(5)を指す。
 - (1) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター（児童福祉法第7条第1項）
 - (2) 児童相談所（児童福祉法第12条）
 - (3) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2）
 - (4) 児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業（児童福祉法第6条の3）
 - (5) 幼稚園
- ※保育士または児童指導員に求められる経験年数（5年かつ900日以上）は、資格取得または任用から児童福祉事業に従事した経験が必要となる。また、それぞれの経験年数を通算することができないため留意すること



福祉専門職員配置等加算

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士）や常勤職員の配置割合に応じて加算。

対象サービス 児童発達支援、放課後等デイサービス

■加算の考え方

別紙7

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

事業所情報・算定区分

事業所名	児童デイサービス豊橋		事業所名を入力
サービス種別	児童発達支援、放課後等デイサービス		サービス種別を入力
算定区分	区分Ⅰ	○	算定する区分1つを○で選択
	区分Ⅱ		
	区分Ⅲ		
	区分Ⅰ・区分Ⅲ(生活介護のみ選択可)		
	区分Ⅱ・区分Ⅲ(生活介護のみ選択可)		

<区分Ⅰまたは区分Ⅱを算定する場合>

社会福祉士等の状況	① 生活支援員等の総数(常勤)	6	人数を入力
	② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)	3	人数を入力
①に占める②の割合(区分Ⅰは35%以上、区分Ⅱは25%以上)		50%	

※生活支援員等の定義は、**備考1**を参照。児童発達支援、放課後等デイサービスの場合、児童指導員の資格証を添付すること

※社会福祉士等の定義は、**備考3**を参照。社会福祉士等の資格証を添付すること

<区分(Ⅲ)を算定する場合> 次の(1)(2)のいずれかについて入力すること

(1) 常勤職員の状況	① 生活支援員等の総数(常勤換算)		常勤換算数を入力
	② ①のうち常勤の者の数(常勤換算)		常勤換算数を入力
①に占める②の割合(75%以上)		#DIV/0!	
※生活支援員等の定義は、 備考2 を参照。児童発達支援、放課後等デイサービスの場合、児童指導員または保育士の資格証を添付すること			
(2) 勤続年数の状況	① 生活支援員等の総数(常勤)		人数を入力
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の数(常勤)		人数を入力
①に占める②の割合(30%以上)		#DIV/0!	

※生活支援員等の定義は、**備考2**を参照。児童発達支援、放課後等デイサービスの場合、児童指導員または保育士の資格証を添付すること

※②の場合、実務経験証明書を添付すること

算定にあたっての留意事項

- 算定する場合、下表の要件を満たすこと

区分	算定要件
I	常勤の生活支援員等 ^{※1} のうち、 35%以上 が社会福祉士等 ^{※2}
II	常勤の生活支援員等 ^{※1} のうち、 25%以上 が社会福祉士等 ^{※2}
III	次のいずれかの要件を満たすこと (1) 生活支援員等 ^{※1} のうち、常勤の者の割合が 75%以上 （要件1） (2) 常勤の生活支援員等 ^{※1} のうち、勤続年数3年以上の者の割合が 30%以上 （要件2）

※1 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて、生活支援員等とは児童指導員（区分Ⅲの場合のみ保育士を含む）をいう

※2 社会福祉士等とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師をいう（備考3）

- 多機能型事業所の場合、配置割合などの計算は個々のサービス毎ではなく、事業所全体で行うこと

- 複数の職種や事業所を兼務し、その合計勤務時間が常勤の勤務すべき時間数に達している従業者について常勤の生活支援員等として取り扱うことの可否は、次の例のとおりとなる

- (1) 1つの事業所内で、管理者と生活支援員等の2職種を兼務している場合

⇒常勤の勤務すべき時間の2分の1以上を管理者として勤務すれば常勤の生活支援員等として取り扱う

- (2) 同一法人内の2つの事業所をまたいで、生活支援員等と生活支援員等の2職種を兼務している場合

○児童発達支援の児童指導員として、常勤の勤務すべき時間の2分の1を超えて勤務し、常勤としての残りの時間を就労継続支援B型の職業指導員として勤務している場合

⇒区分Ⅰ、区分Ⅱの場合、児童発達支援において常勤の生活支援員等とする。区分Ⅲの場合、要件1については双方の事業所において生活支援員等として勤務する時間数を左ページの「①生活支援員等の総数」「② ①のうち常勤の者の数」に算入し、要件2については児童発達支援において常勤の生活支援員等とする

○児童発達支援の児童指導員と就労継続支援B型の職業指導員として、それぞれ常勤の勤務すべき時間の2分の1ずつ勤務している場合

⇒区分Ⅰ、区分Ⅱの場合、いずれか一方の事業所において、常勤の生活支援員等とする。区分Ⅲの場合、要件1については双方の事業所において生活支援員等として勤務する時間数を左ページの「①生活支援員等の総数」「② ①のうち常勤の者の数」に算入し、要件2については、いずれか一方の事業所において常勤の生活支援員等とする



障害児通所支援 加算マニュアル

発行 豊橋市役所 福祉部 障害福祉課 管理・指定グループ（電話 0532-51-2699）

令和7年2月27日 第1版